

イベント みえスポーツフェス2011 ユニバーサリティスポーツ

日常的に体を動かしたり、健康づくりをめざすきっかけになるように、子どもから高齢者までが楽しめるスカットボールやRD チャレンジ、ドレミマットなど、生涯スポーツやレクリエーションを体験できるイベントを開催します。

【と き】

10月22日(出)
午前9時30分～正午

【ところ】

ゆめドームうえの 第2競技場

【参加費】 100円

※未就学児は無料です。
※参加賞があります。

【申込方法】

電話・Eメール

※Eメールの場合は住所・氏名・年齢・電話番号を記入してください。

【申込先・問い合わせ】

(社)三重県レクリエーション協会

☎ 059-246-9800

✉ mie-rec@ztv.ne.jp

スポーツ振興課

☎ 22-9680 FAX 22-9692

～ウィークリー伊賀市～

今月は「上野天神祭」などをお送りします。

お知らせ 東日本大震災義援金に関するお知らせ

伊賀市では、3月14日から東日本大震災に伴う義援金募金箱を設置しました。日本赤十字社の受け入れ期間は9月30日までの予定でしたが、平成24年3月31日までに延長となりました。引き続きご協力をお願いします。

【義援金箱の設置場所】

市役所南庁舎玄関ロビー・厚生保護課・各支所・各地区市民センター

【問い合わせ】

厚生保護課

☎ 22-9650 FAX 22-9661

イベント ひじきコスモス祭り

【と き】 10月9日(日)

午前10時～午後3時

※荒天中止

【ところ】 比自岐小学校東側

(摺見字夕部柿90番地)

【内容】

菜の花ドーナツやおでん・うどん・答志島の海産物・伊賀(比自岐)米コシヒカリなどの販売や杵つき餅実演会をします。

【問い合わせ】

比自岐地区市民センター

☎ 37-0029

農林振興課

☎ 43-2302 FAX 43-2305

お知らせ 行政相談週間

困ったら 一人で悩まず 行政相談
《期間》 10月17日～23日

「行政相談」をご存じですか? 「行政相談」は、国や特殊法人などの仕事について、皆さんから苦情や意見、要望をお聞きし、その解決の促進を図る制度です。

総務省では、この行政相談制度を皆さんにもっとよく知っていただき、利用していただくため、全国的にさまざまな行事を行います。

市では、総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、皆さんの相談をお受けしています。詳しくは毎月15日号の広報いが市をご覧ください。相談は無料で、相談者の秘密は固く守ります。

また、毎月の定例行政相談とは別に、行政相談を開催しますので、ご利用ください。

○西柘植地区市民センター

【と き】 10月18日(火)

午後1時30分～4時

○阿山多目的集会施設

【と き】 10月21日(金)

午後1時30分～4時

○新居地区市民センター

【と き】 10月28日(金)

午後1時30分～3時30分

【問い合わせ】

市民生活課

☎ 22-9638 FAX 22-9641

聴診器

市民病院だより

「おくすり手帳」を携帯しましょう

薬剤師 福森 和俊



「おくすり手帳」をご存じですか? お持ちの方は携帯されていますか?

おくすり手帳とは、病院や薬局でもらった薬の名前や飲む量・飲み方・使用法・注意することなどを記録する手帳です。この手帳によって、現在どのような薬をどのくらいの期間使っているのか、過去に服用した薬(薬歴)などがわかります。またご自身の病気や、体に合わなかった薬について記録しておくことで、薬をより安全に使用することができます。

例えば、病院や薬局でおくすり手帳を見せることで、現在服用中の薬と同じような薬や飲み合わせが悪い薬を服用してしまう危険を避けることができます。過去に飲んで具合が悪くなった薬が処方されることを防ぐこともできます。そのほか、日ごろ持ち歩くことで災害が起きたときや緊急時に自分の飲んでる薬を正確に伝えることが

できます。お子さんの預け先(祖父母や保育園など)から、突然子どもが病気になったと連絡を受けたときなど、今、どんな薬を飲んでいるかすぐに伝えることができますし、高齢者の場合は、手帳を見て家族の方と一緒に薬の管理ができます。次回受診するときのために、相談したい内容を書いておくのもお勧めです。

現在、おくすり手帳の普及率は約6割、手帳の薬局持参率は約4割といわれています。手帳は、保険の種類によって異なりますが50円ほどの費用でご利用いただくことができます。医師の指示で薬を飲むときに病院や薬局でご相談ください。

おくすり手帳をお持ちの方は、薬をより安全に使用するために、日ごろから携帯することをお勧めします。自分の体にかかわることですから、きちんと管理していくことが大切です。



子どもフェスティバル

ひらいてみよう！ 絵本のとびら
～ぼくも わたしも 主人公～

社会福祉法人伊賀市社会事業協会立14保育園(所)の主催で第26回子どもフェスティバルを開催します。

創造力豊かな子どもたちの絵画の展示や、身近な素材を使って絵本の世界を楽しむ遊びがいっぱいです。ほかに保健コーナー、食育コーナー、伝承あそびや絵本の読み聞かせなどがあります。

また、劇団バクによる人形劇「アリとキリギリス」の公演もあります。

【とき】 11月5日(土)
午前9時30分～午後4時



【ところ】 県立ゆめドームうえの
第1競技場

【問い合わせ】
社会福祉法人伊賀市社会事業協会

☎ 21-5545 FAX 23-6670

こども家庭課

☎ 22-9655 FAX 22-9646

ご意見をお聞かせください

広報いが市・行政情報番組(ウィークリー伊賀市・文字放送)について、ご意見・ご要望をお聞かせください。

【問い合わせ】 秘書広報課

☎ 22-9636 FAX 22-9617

市展「いが」

伊賀市民美術展覧会(市展「いが」)を開催します。

【とき】

10月22日(土)～26日(水)

午前10時～午後5時

※22日(土)は正午～午後7時

26日(水)は午後4時まで

【ところ】 上野ふれあいプラザ

2階交流広場

【展示作品】

「絵画」「彫塑工芸」「写真」「書道」

の4部門

【作品講評会】

10月26日(水) 午後3時～4時

※審査員による展示作品の解説

≪作品の受付・搬入≫

【とき】 10月13日(木)

午前10時～午後8時

【ところ】 上野ふれあいプラザ

2階交流広場

※出品者資格・出品規定・作品規定などは募集要項をご確認ください。

※募集要項・出品申込書(釈文用紙)は、企画課・本庁南庁舎玄関受付・各支所振興課・各公民館(中央・いがまち・島ヶ原・阿山・大山田・青山)・上野図書館・伊賀市文化会館・ふるさと会館いが・あやま文化センター・青山ホールにあります。市ホームページからもダウンロードできます。

【問い合わせ】

企画課

☎ 22-9621 FAX 22-9628

島ヶ原文化芸術まつり (展覧会)

【とき】

11月2日(水)～4日(金)

午前9時～午後5時

※4日(金)は午後4時まで

【ところ】

島ヶ原会館 2階ふれあいホール

【内容】

島ヶ原地区住民による絵画・写真・書道・俳句・手芸などの展示

【問い合わせ】

島ヶ原公民館

☎ 59-2291 FAX 59-2293

国際交流フェスタ2011

～世界を食べる・聴く・触れる!!～

【とき】

11月6日(日) 午前11時～

【ところ】

伊賀市文化会館敷地内

【内容】

- 「食べる」：世界のグルメ大集合
 - 「聴く」：ぶんとステージ
ー世界の音楽と和太鼓ー
 - 「触れる」：外国文化と日本文化の体験コーナー
- ※豪華な賞品が当たる抽選会もあります。

【問い合わせ】

伊賀市国際交流協会

☎ 22-9629

企画課

☎ 22-9621 FAX 22-9628

明日に 向かって

～差別をなくしていくために～

「法の日」

ー島ヶ原支所振興課ー

■このコラムは毎回いろいろなテーマで人権についてお話しています。

10月1日は、「法の日」です。「法」というと、犯罪者を処罰する「刑法」や、社会生活を営むための基本ルールを定めた「民法」などがありますが、やはりすべての「法」の基本となっている「憲法」を思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。

戦後の日本に、平和と民主主義を根付かせるために制定された「憲法」の3大理念は、『国民主権』『平和主義』そして『基本的人権の尊重』です。

主権者は国民である。戦争は二度と起こさない。そして誰もが平等であり、差別されない。これは、憲法の理念であり、皆の願いでもあります。誰もが、かけがえない人生をより豊かに、より幸せに過ごしたいと願っているにもかかわらず、それをばむ偏見や不合理な社会的慣習による差別がまだまだ根強く存在しています。

「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」が制定されているのをご存じで

すか。市が制定した「法」といえるこの条例では、人権が尊重される明るく住みよい伊賀市の実現のために、市はすべての分野にわたり、人権尊重の視野に立った必要な施策を、積極的に推進する責務があると規定しています。また、市民の責務として、相互に基本的人権を尊重し、国、県、および市が実施する部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための施策に積極的に参加し、協力するよう努めなければならないとしています。

このほかにも人権が確立されるために多くの「法」が制定されており、差別をゆるさない世の中を実現するための願いが込められています。

差別のない、すべての人が住みよいまちづくりを一日も早く実現するために、今後、市で開催を予定している「人権のつどい」や人権を考える「地区別懇談会」にぜひ参加し、身近にある人権について考える機会としてはいかがでしょうか。

■ご意見などは人権政策・男女共同参画課 ☎ 22-9631 FAX 22-9649 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp